

五島振興局専決許可 - 新規許可を受け付ける漁業-

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	漁業を営む者の資格	長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	長崎県漁業調整規則第11条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類	長崎県漁業調整規則第13条第1項に規定する許可等の条件
さし網漁業	きびなさし網漁業（上五島、飯ノ瀬戸地区）	共同漁業権五共第14、15、16号の区域	1月1日から12月31日まで	定めなし	定めなし	1	長崎県南松浦郡新上五島町網上郷、奈摩郷、青方郷、船崎郷、相河郷、三日ノ浦郷、今里郷、道士井郷、続浜ノ浦郷、飯ノ瀬戸郷に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和8年6月3日から令和8年7月3日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業許可の適格性に関する申立書 ⑥漁業権者等の同意書	1.同時に使用する漁具の浮子方の全長は10メートル以内とし、網の高さは8メートル以内とする。 2.漁具の一端を漁船に固定し、漁船は錨止めをして操業しなければならない。 3.集魚灯の消費電力の最高限度は、3キロワットとする。 4.船橋等の見やすい場所の両舷に長さ100センチメートル、巾30センチメートル以上の板に白色塗料で塗装し、標示番号を黒色塗料で別途要領により表示しなければならない。 5.6月1日から7月31日までは、漁獲物を販売してはならない。